二九〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一〇　四
二九一　ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　四
二九二　モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一〇　四
二九三　ブランタイヤ市道路網整備計画（第二次）のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　二
二九四　科学技術における協力に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定の署名に関する件　一五　三
二九五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件　一六　五
二九六　アフガニスタン・イスラム共和国における農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　一六　六
二九七　政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件　一六　六
二九八　ブジュンブラ市内交通網整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一六　六
二九九　二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約へのモロッコ王国による批准に関する件　一七　六
三〇〇　二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約のシンガポール共和国の加入に関する件　一七　六
三〇一　トンバリ州零細漁業施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　三
三〇二　万国郵便連合憲章の第八追加議定書の大韓民国による批准等に関する件　二一　三
三〇三　独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第三号イ及びロに規定する外務大臣が指定する無償資金協力の一部を改正する件　二二　四
三〇四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅰ及びⅡの改正に関する件　二三　三
三〇五　返納を命じた旅券を無効とする件　二三　三
三〇六　フィリピン共和国についての包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の効力発生に関する件　二三　三
三〇七　紛失の届出により失効した旅券の告示　二三　二
三〇八　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　二四　三
三〇九　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三一〇　チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三一一　中波ラジオ放送網防災整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件　二五　八
三一二　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件　二五　134　六
三一三　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件　二五　134　六
三一四　千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書附属書の改正に関する件　二八　三
三一五　原子力事故の早期通報に関する条約へのドミニカ共和国の加入に関する件　二八　三
三一六　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　三
三一七　使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約へのガボン共和国の加入に関する件　二八　三
三一八　中央ウガンダ地域医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　三
○財務省
一八九　政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令第三条に規定する者を定める件の一部を改正する件　一　三
一九〇　物価連動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件の一部を改正する件　一　四
一九七―一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　119　一
二〇〇八―一　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　119　一
二〇一三―一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　119　七
二〇四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　三
二〇五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　四
二〇六―二〇八―一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　四
二〇九　財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件　九　五
二一〇　外国為替令第二十五条第一項の規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件を廃止する件　一〇　四